

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年11月30日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法施行令の一部改正により、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額を減額するため、改正するものであります。



秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

- 3 保険税の納税義務者の属する世帯に地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合におけるその納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、その所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額を減額して得た額（その減額して得た額が、第3条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に規定する額を超える場合には、その額）とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうちその年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 第5条に規定する被保険者均等割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
- ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯
- (ア) 単胎妊娠の場合 2, 220円
- (イ) 多胎妊娠の場合 3, 330円
- イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯
- (ア) 単胎妊娠の場合 3, 700円
- (イ) 多胎妊娠の場合 5, 550円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 5,920円

(イ) 多胎妊娠の場合 8,880円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 7,400円

(イ) 多胎妊娠の場合 11,100円

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 第8条に規定する被保険者均等割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 820円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,230円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,367円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,050円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,187円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,734円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,100円

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 第11条に規定する被保険者均等割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定

める額

ア 第1項第1号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 940円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,410円

イ 第1項第2号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,567円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,350円

ウ 第1項第3号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,507円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,134円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,700円

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第22条 保険税の納税義務者は、世帯に出産被保険者がある場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、納税義務者は、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産予定月の6か月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認す

ることができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第59号 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(保険税の減額)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>保険税の納税義務者の属する世帯に地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)がある場合におけるその納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、その所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額を減額して得た額(その減額して得た額が、第3条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に規定する額を超える場合には、その額)とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u>  <u>第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額</u>  <u>に、出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の30の5に定める場合には、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3か月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)</u></p>	<p>(保険税の減額)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

のうちその年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 第5条に規定する被保険者均等割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
- ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯
- (ア) 単胎妊娠の場合 2, 220円
- (イ) 多胎妊娠の場合 3, 330円
- イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯
- (ア) 単胎妊娠の場合 3, 700円
- (イ) 多胎妊娠の場合 5, 550円
- ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯
- (ア) 単胎妊娠の場合 5, 920円
- (イ) 多胎妊娠の場合 8, 880円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
- (ア) 単胎妊娠の場合 7, 400円
- (イ) 多胎妊娠の場合 11, 100円
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額



(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 第8条に規定する被保険者均等割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 820円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,230円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,367円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,050円

ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,187円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,734円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,100円

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被  
保険者均等割額 第11条に規定する被保険者均等割額の  
12分の1の額に、出産被保険者の産前産後期間のうちその  
年度に属する月数を乗じて得た額として、次に掲げる世帯の  
区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める  
額

ア 第1項第1号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 940円

(イ) 多胎妊娠の場合 1,410円

イ 第1項第2号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 1,567円

(イ) 多胎妊娠の場合 2,350円

ウ 第1項第3号オに規定する金額を減額した世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 2,507円

(イ) 多胎妊娠の場合 3,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

(ア) 単胎妊娠の場合 3,134円

(イ) 多胎妊娠の場合 4,700円

(出産被保険者に係る届出)

第22条 保険税の納税義務者は、世帯に出産被保険者がある場  
合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなけれ  
ばならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
  - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
  - (3) 出産予定日
  - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
  - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、納税義務者は、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産予定月の6か月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

(保険税の納税通知書)

第23条 (略)

(保険税の納税通知書)

第22条 (略)

(税額の端数計算の特例)

第24条 (略)

(秦野市行政手続に関する条例の適用除外)

第25条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(税額の端数計算の特例)

第23条 (略)

(秦野市行政手続に関する条例の適用除外)

第24条 (略)

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う、地方税法施行令の一部改正により、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額を減額するため、国民健康保険税条例について所要の改正を行うものです。

1 改正の内容

国民健康保険税について、子育て世帯の経済的負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間。多胎妊娠の場合は6か月間）の所得割額及び均等割額を減額します。

2 軽減期間及び軽減額（例 出産予定日 令和6年10月）

【単胎妊娠の場合】

出産予定日の前月から出産予定日の翌々月まで

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
			出産予定日			
← 軽減期間 →						

〈参考〉所得別軽減額一覧

所得額	所得割軽減額	均等割軽減額	合計軽減額
200万円	46,628円	10,134円	56,762円
90万円 (2割軽減)	13,958円	8,107円	22,065円
70万円 (5割軽減)	8,019円	5,067円	13,086円
0万円 (7割軽減)	0円	3,040円	3,040円

※出産する被保険者が40歳以上の場合、介護保険分が加わるため、軽減額が変わります。

【多胎妊娠の場合】

出産予定日の3か月前から出産予定日の翌々月まで

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
			出産予定日			
← 軽減期間 →						

〈参考〉所得別軽減額一覧

所得額	所得割軽減額	均等割軽減額	合計軽減額
200万円	69,943円	15,200円	85,143円
90万円 (2割軽減)	20,938円	12,160円	33,098円
70万円 (5割軽減)	12,028円	7,600円	19,628円
0万円 (7割軽減)	0円	4,560円	4,560円

※出産する被保険者が40歳以上の場合、介護保険分が加わるため、軽減額が変わります。

3 影響想定額

約105万円

(令和4年度出産件数79件に本制度改正を適用して試算)

4 費用負担

公費(国1/2、県1/4、市1/4)

5 施行日

令和6年1月1日